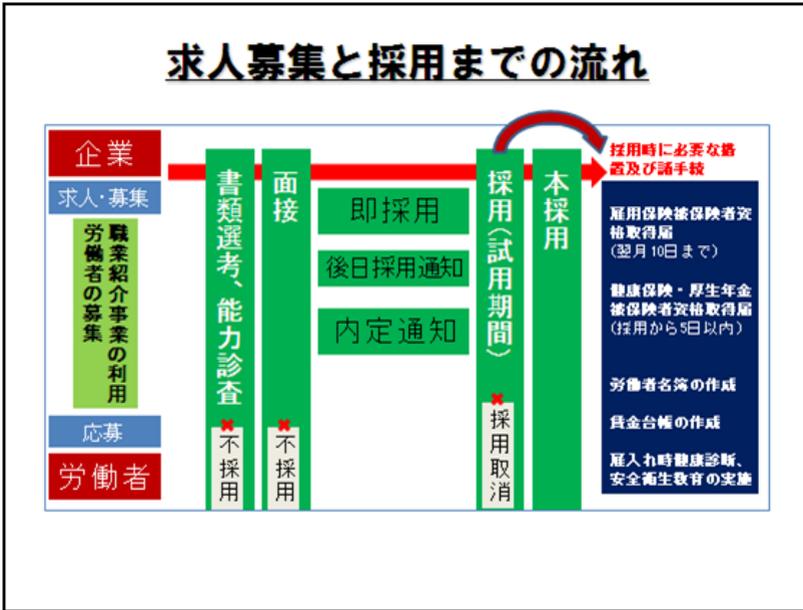


2-1 求人募集と採用までの流れ



使用者が求人を行う方法には、職業紹介事業の利用及び労働者の募集がある。

職業紹介事業は、ハローワークが無料で行うもののほか、有料職業紹介事業と学校等、地方公共団体等が行う無料職業紹介事業などである。

なお、労働者の募集を自ら行う方法には、直接募集と文書募集がある。

労働者の募集に当たっては、労働条件の明示義務が課される。

また、求職者等の個人情報の収集、保管、使用はその目的達成の範囲内で行わなければならない(5条の4)。

企業者等による面接等に基づく選考の結果、内定・採用の可否について、求職者に意思表示が行われる。大きく、①即採用、②後日採用通知、③内定通知に分かれるが、それは、労働契約の成立との関係では、次のとおりである。

- ① 即採用 (その日から労働契約は成立)
- ② 後日採用通知 (採用通知の発信日をもって労働契約が成立する)
- ③ 内定通知 (採用内定通知書が発せられた後、労働者から入社誓約書等を受領した時点で(内々定、採用予定を超えて)解約権留保(卒業、健康、不祥事)付きで労働契約が成立する)